4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d)　計画の実施のために供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の精算又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて購入される生産物が計画の実施のために適正に、かつ、効果的に維持されることを確保すること。

(d)　借款に基づいて購入される生産物を計画の実施のため効果的に使用し、他の目的のため転用しないこと。

(e)　借款に基づいて購入される生産物の所有権又は占有権を、日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、フィリピン共和国政府の職員以外の者又は他の政府に移転しないこと。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、その実施機関を通じて、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用を随時検討し、必要に応じ、借款の効果的な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十六日に東京で

フィリピン共和国
外務大臣　ペルフェクト・Ｒ・ヤサイ・Jr閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月二十六日に東京で

フィリピン共和国
外務大臣　ペルフェクト・Ｒ・ヤサイ・Jr

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　石川和秀

閣下

○外務省告示第四百四十六号

平成二十八年十一月二日に東京で、青年海外協力隊の派遣に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十一月十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により実施される青年海外協力隊計画（以下「計画」という。）に基づきボランティアをミャンマー連邦共和国に派遣することに関し、日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　青年海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）が、ミャンマー連邦共和国政府の要請に基づき、日本国の現行法令に従い、両政府の権限のある当局の間で別個に合意される派遣計画に従い、ＪＩＣＡによりミャンマー連邦共和国に派遣されることになる。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、ミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局は計画・財務省である。

2　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とミャンマー連邦共和国との間の渡航費及びミャンマー連邦共和国における生活手当はＪＩＣＡにより負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡにより使用に供される。

3　ミャンマー連邦共和国政府は、計画の結果としてミャンマー国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械、自動車及び資材がミャンマー連邦共和国の経済開発及び社会開発に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

4　ミャンマー連邦共和国政府は、協力隊員に対し、ミャンマー連邦共和国の法令に基づく手続により、次の特権、免除及び便宜を与える。

(1)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件の免除

(2)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(3)　協力隊員の携帯荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件の免除

(4)　協力隊員に対して国外から送金される2に規定する生活手当に対して又はこれに関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(5)　ミャンマー連邦共和国政府の関係当局とＪＩＣＡとの間の調整による医療を受ける便宜の円滑化